

平成 31 年 1 月 24 日

関係者各位

再生債務者 株式会社 MTGOX  
再生管財人 弁護士 小林 信 明

### 再生債権認否書の提出期限等の変更に関するお知らせ

MTGOX のビットコイン取引所のユーザー（以下「ユーザー」といいます。）の再生債権について、郵送により多数の再生債権届出書を受領しているため、届出書の不備補正及び認否作業等に時間を要しております。

この状況を受けて、平成 31 年 1 月 23 日、東京地方裁判所により、再生管財人の再生債権認否書の提出期限等を、下記のとおり変更する決定（以下「本決定」といいます。）がなされました。

本決定により、ユーザーの金銭又は仮想通貨の返還に関する再生債権（以下「取引所関係再生債権」といいます。）について、再生管財人の認否書の提出期限は平成 31 年 3 月 15 日に変更され、一般調査期間は平成 31 年 3 月 22 日から平成 31 年 3 月 29 日までに変更されました（取引所関係再生債権以外の再生債権については、認否書提出期限及び一般調査期間に変更はありません。）。

また、本決定により、再生計画案の提出期限は平成 31 年 4 月 26 日に変更されました。

#### 記

- 1 取引所関係再生債権
  - (1) 認否書の提出期限 平成 31 年 3 月 15 日
  - (2) 再生債権の一般調査期間 平成 31 年 3 月 22 日から  
平成 31 年 3 月 29 日まで
  
- 2 取引所関係再生債権以外の再生債権
  - (1) 認否書の提出期限 平成 31 年 1 月 24 日
  - (2) 再生債権の一般調査期間 平成 31 年 1 月 31 日から  
平成 31 年 2 月 7 日まで
  
- 3 再生計画案の提出期限 平成 31 年 4 月 26 日

以上